

所管部課	教育部青少年課	部長	小俣 学		
件 名	東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市立学童保育所条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和6年4月1日から東大和市立第二小学校内に新たに学童保育所を設置するため、東大和市立学童保育所条例の別表（第2条関係）に規定する名称及び位置について、改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点 別表東大和市立学童保育所第二クラブの項の次に「東大和市立学童保育所第二クラブ二小内育成室」、「東大和市南街3丁目61番地の2」を加える。</p> <p>(2) 施行日 令和6年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 条例に基づき学童保育所の適切な運営を行うことができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>(1) 文書課において審査済み。 (2) 令和5年7月24日開催の令和5年第7回教育委員会定例会において承認済み。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、令和5年第3回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。